

2022年11月

お客様各位

テルモ BCT 株式会社

## フロン排出抑制法における「第一種特定製品」の簡易点検に関するお知らせ

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。FINIA® 充填・仕上げシステム(以下、「本製品」)は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下、「フロン排出抑制法」)が定める「第一種特定製品」に該当し、所有者による3か月に1回以上の簡易点検が義務付けられています。(なお、本製品搭載の圧縮機の出力は7.5kw未満であることから、十分な知見を有する者による定期点検は義務付けられておりません。)

### 管理者に求める点検(簡易点検・定期点検)の内容

	点検内容	点検頻度	点検実施者	該当性
【簡易点検】 全ての第一種特定製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷蔵機器および冷凍機器の庫内温度</li> <li>製品からの異音、製品概観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜つき等の冷媒として充填されているフロンの漏洩徴候有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月に1回以上</li> </ul>	実施者の具体的な限定なし	本製品も該当します
(上乗せ) 【定期点検】 うち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に、直接法や間接法による専門的な冷媒漏洩検査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.5kW以上の冷蔵冷凍機器: 1年に1回以上</li> <li>50kW以上の空調機器: 1年に1回以上</li> <li>7.5~50kW未満の空調機器: 3年に1回以上</li> </ul>	機器等に関する十分な知見を有する者(社外・社内を問わない)	本製品は該当しません

また、フロン排出抑制法に関連する本製品の情報について、下記の通りご案内申し上げます。お客様におかれましては、フロン排出抑制法へのご理解を頂き、本製品の適切な運用と取り扱いをお願い申し上げます。

謹白

記

### フロン排出抑制法に関連する本製品の情報

フロンの種類	冷媒番号	充填量	GWP (地球温暖化係数)	圧縮機出力
HFC	R-134a	90 g	1,430	455W

### 簡易点検の実施について

簡易点検には特に資格は必要なく、また、具体的な点検項目についてもユーザー様に委ねられておりますが、外觀や温度制御に異常な点が無いかをご確認ください。また、記録については、下記の点に留意して実施してください。

- 点検の記録を必ず残すこと。
- 実施日時、点検項目と点検結果、装置のシリアル番号、実施者がわかる形で記録を残すこと。
- 装置を移設・譲渡する際には、その時点までの簡易点検記録を引き継ぐこと。
- 点検記録は、装置廃棄後も3年間保管すること。

弊社では、有償の簡易点検サービスもご用意しておりますので、お問い合わせください。

### 使用中や点検時に、冷却装置の異常が発生した場合

まずは、弊社までご相談ください。冷媒の再充填を含む修理が必要な場合は、弊社で装置を引き取って、修理をいたします。冷媒の充填を伴う修理は、原則、弊社の米国拠点で実施しますので、ご承知おきください。なお、フロンの充填を日本国内で実施した際には、フロン漏洩量の事業所管大臣への報告が必要ですが、海外に所在する法人において充填・回収が行われる場合は、算定漏洩量報告の対象外となります。従いまして、弊社米国拠点で修理をさせて頂いた場合、漏洩量報告の必要はありません。

### 装置の廃棄について

各都道府県に登録されている「第一種フロン充填回収業者」に依頼して、フロンを適切に回収してから廃棄してください。なお、フロン回収作業のため、背面カバーを取り外す必要がありますので、廃棄前に、弊社担当者までご一報ください。

#### 参考情報：

環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」  
<https://www.env.go.jp/earth/furon/index.html>

経産省「第一種フロン類充填回収業者の登録について」  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/law\\_furon\\_touroku.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_touroku.html)